#### 平成29年9月1日発行

# おしらせ9月号

社会保険労務士法人 作 道 事 務 所 労働保険事務組合 栃木労務管理協会 TEL 0285-23-6172 FAX 0285-23-7279 Home-page http://www.sabg.co.jp

E-mail slm\_info@sabg.co.jp

平成 29 年度

#### ご案内・・・年金相談日(無料)

- 時 ① 9月12日(火) ② 10月10日(火)
  - ③ 11月14日(火)
  - 13 時 30 分~15 時 30 分
- ◎ 老齢厚生年金や障害及び遺族年金 に

ついて【ご希望の方はご予約を】

对 象 事業主·役員様、従業員様

 $2017 10/1\sim7$ 【 準備期間:9/1~30】

働き方改革で見直そう みんなが輝く 健康職場 スローガン

働く人の健康の確保と増進を図り、快適な職場づくりに取組む週間です。 昭和25年から実施され、本年68回目。この機会に自主的な労働衛生管理 活動の大切さを見直し、積極的に心身の健康づくりを推進しましょう。



## ・・・ 巡回定期健康診断をご利用ください!・・・

- ◎ 常用労働者は、通常年1回、 深夜業、有機溶剤、鉛業務従事者は、年2回の検診が 義務付けられております。法令遵守の上から、便利な健康診断をご利用ください。
- ◎ 受診者5人以上の場合、貴社へ巡回検診車がお伺い致します。
- ◆ 当事務所の会場で健康診断される場合
  - ① 10月19日(木) 午前8時30分~11時00分

お申込み後、左記日程の中で 受診日を調整させて頂くこと がありますのでご了承願いま

3.300 円/1 人

② 11月 7日(火) 午前8時30分~11時00分

じん肺

昨年当事務所で受診した会社は、申込書を FAX 致します。折り返しご返信願います。

- ◆ 貴社において健康診断を希望される場合
  - ◎ 毎年実施している会社は、近日中に実施日時を打合せ致します。
  - ◎ 新規にご希望の会社は、実施日時を調整しますので、当事務所へご連絡ください。
- ◆ 健康診断の検診内容

①診断内容	体位、視力測定、X線間接撮影、問診、尿検査、血圧測定、聴力、 35歳の人及び40歳以上の人は次の項目が追加されます。 血液検査(貧血、肝機能、血中脂肪)、心電図検査		
②検 診 料 - (税 込)	一般受診者	1,940 円/1人	
	35 歳以上の人及び 40 歳以上の人	6,090円/1人	
	有機溶剤	2,000~6,000 円/1 人	
	鉛業務	7,500円/1人	
		· ·	

## 社会保険料が変わります・・・給料や賞与の控除額に ご注意を!

- 1. 標準報酬月額が9月より今年度定時分に改正され、健康保険料、厚生年金保険料、 介護保険料が**10月支払分給与より**控除する額が変わります。
- 2. 厚生年金保険料率が変更され、10月支払分給与より控除する保険料が変わります。 (ご参考) 厚生年金保険料率は、平成16年の法律改正により平成29年9月まで 毎年9月に段階的に引き上げられ、18.3%で固定されます。(今年度は下記ご参照)
- 3. 前記1・2に該当する場合は、後日当事務所より 『保険料一覧表』をお届けします。 【ご注意】加入する保険制度(「他県のけんぽ協会」「健康保険組合」「厚生年金基金」等) 各制度により保険料率が違いますので、ご注意ください。

4. 賞与の保険料計算について

厚生年金保険料率変更により、賞与に対する保険料率も変わります。ご注意ください。 保険料の計算は、次のとおりです。尚、賞与支給額は、社会保険事務所に届出します ので、支給される場合は、当事務所へご連絡願います。

#### 厚生年金保険料 現行料率

保険料率 18.182% 従業員負担率 9.091%

詳しくは、当事務所にお問合わせください。



平成 29 年 9 月 (10 月払) からの料率

保険料率 18.300 % 従業員負担率 9.150 %

0.118% up ( 内従業員負担分 0.059% up)

区 分(%)	保険料率	事業主負担	従業員負担	
健康保険料(栃木県)	9. 94	4. 97	4. 97	]
健康保険料(茨城県)	9. 89	4. 945	4. 945	標準賞与
健康保険料(群馬県)	9. 93	4. 965	4. 965	(賞与新 × 左記
介護保険料	1. 65	0. 825	0. 825	│ │ = 保険
厚生年金保険料	18. 3	9. 150	9. 150	] /
雇用保険料(一般)	0. 90	0. 60	0. 30	賞与総名 × 左記
雇用保険料(建設業)	1. 20	0. 80	0. 40	■ 保険
				1

## 与額

総額 千円未満 切捨)

食料 50銭以下 切捨 50銭超 切上

2料率

食料 50銭以下 切捨 50銭超 切上

# ・・賞与支払月の入社・退職者の保険料控除について・・

入社の場合 社会保険料、雇用保険料とも・・・ 控除する

退職の場合雇用保険料は、 ・・・ 控除する

社会保険料(健康・介護・厚生年金)は(要注意)

当月1日~末日の前日まで・・控除しない 末日は、控除する